

# 第 52 回大阪府学校教育審議会

日 時 令和 6 年 6 月 2 0 日 (木) 13 : 00 ~

会 場 ホテルアウィーナ大阪 3 階 信貴

## 次 第

### 1 開 会

### 2 審 議

#### (1) 特色入試について

〈ゲストスピーカーによるプレゼンテーション〉

静岡県立袋井商業高等学校

花崎 昌史 様

#### (2) 入学者選抜制度改革について

### 3 閉 会

#### 配付資料

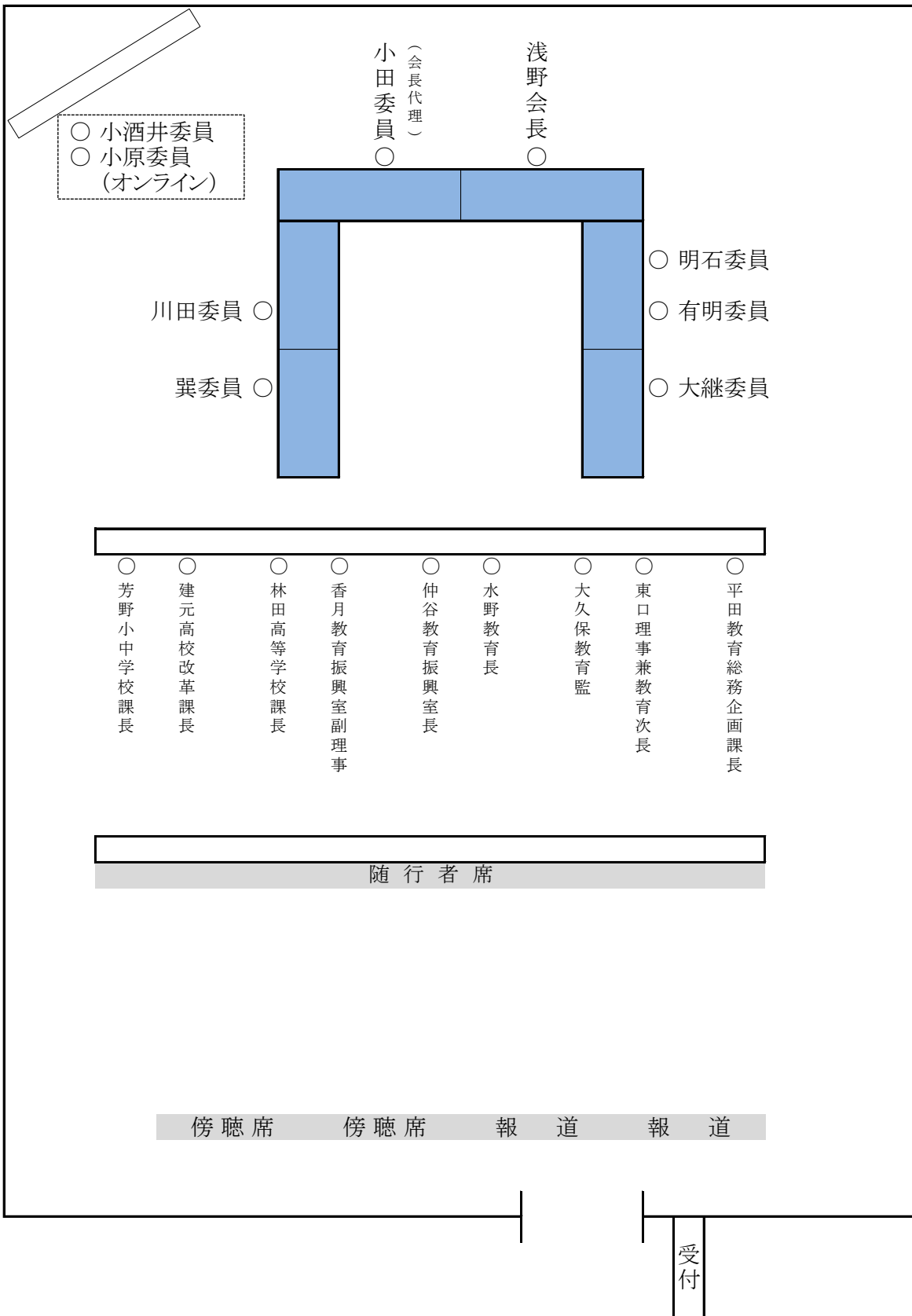
- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第 52 回大阪府学校教育審議会資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則

## 第52回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

| 氏名     | 職名                             | 分野                  | 第52回会議        | 備考   |
|--------|--------------------------------|---------------------|---------------|------|
| 明石 一郎  | 関西外国語大学短期大学部 教授                | 教育学                 | 出席            |      |
| 浅野 良一  | 環太平洋大学 教授                      | 教育学                 | 出席            | 会長   |
| 有明 三樹子 | りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役          | 企業関係者               | 出席            |      |
| 池田 佳子  | 関西大学 教授                        | 日本語教育、国際教育          | 欠席            |      |
| 大継 章嘉  | 大阪教育大学 学長補佐 特任教授               | 教育学、教育行政            | 出席            |      |
| 小田 浩伸  | 大阪大谷大学 教授                      | 特別支援教育              | 出席            | 会長代理 |
| 川田 裕   | 学校法人常翔学園 理事                    | 工学                  | 出席            |      |
| 小酒井 正和 | 玉川大学 教授                        | ICT                 | 出席<br>(オンライン) |      |
| 小原 美紀  | 大阪大学大学院 教授                     | 労働経済学               | 出席<br>(オンライン) |      |
| 巽 葉子   | 大阪府公立学校<br>スクールカウンセラー スーパーバイザー | 臨床心理学、発達心理学<br>学校臨床 | 出席            |      |

# 配席図



# 第52回学校教育審議会資料

---

# 目次

---

## 入学者選抜制度の検討に向けて

- |     |                     |       |
|-----|---------------------|-------|
| I   | 特色入試（静岡県における選抜について） | 2ページ  |
| II  | ゲストスピーカーからの講演       | 4ページ  |
| III | これまでの議論内容（概要）       | 31ページ |
| IV  | 選抜制度改善の理念           | 33ページ |
| V   | 選抜制度改善の具体策（素案）      | 35ページ |

# I 特色入試

(静岡県における選抜について)



説明動画①

## 全日制の課程【一般選抜】

一般選抜では、各学校が独自に定める「学校裁量枠」と県共通の方法による「共通枠」という、2つの選抜枠を設けて実施します。

選抜の手順は、まず学校裁量枠における合格者を決定し、次に学校裁量枠による合格者を除いたすべての志願者を対象として共通枠の合格者を決定します。

### ●学校裁量枠

説明動画②



学校裁量枠では、原則として募集定員の50%以下の人数で、学校・学科(科)別に設定します。「中学校における学習」「文化的・体育的活動」「特別活動等」「学科への適性」「探究活動」「地域貢献」への意欲を重視する観点として選抜が行われます。選抜資料として、学力検査、調査書、面接の他に学校が独自に選抜資料を設ける場合があります。詳細は、8月に高校教育課から出される「公立高校をめざすあなたへⅡ」でお知らせします。

▼一般的な例としては、次に例示するように希望者を対象とする文化的・体育的活動を重視した選抜があります。また、重視する観点を複数設定する場合があります。

#### ●選抜枠の設定(例:定員が280人の高校)

| 選抜枠    | 希望 | 人数         | 重視する観点                      | 選抜資料             |
|--------|----|------------|-----------------------------|------------------|
| 学校裁量枠Ⅰ | 希望 | 20% (56人)  | 〈重視する観点〉文化的・体育的活動           | 学力検査・調査書・面接+実技検査 |
| 学校裁量枠Ⅱ | 希望 | 30% (84人)  | 〈重視する観点〉中学校における学習(9教科の学習成績) | 学力検査・調査書・面接      |
| 共通枠    |    | 50% (140人) | 共通選抜の手順で実施                  |                  |

▼学校によっては、次に例示するように特定の学科について志願者全員を対象とし、学科への適性を重視した選抜を行います。

#### ●選抜枠の設定(例:定員が40人の学科)

| 選抜枠   | 希望 | 人数        | 重視する観点         | 選抜資料              |
|-------|----|-----------|----------------|-------------------|
| 学校裁量枠 | 全員 | 30% (12人) | 〈重視する観点〉学科への適性 | 学力検査・調査書・面接+適応力検査 |
| 共通枠   |    | 70% (28人) | 共通選抜の手順で実施     | 学力検査・調査書・面接       |

### ●共通枠

説明動画③



共通枠の選抜資料:学力検査、調査書、面接

#### 【学力検査】

国語、社会、数学、理科、英語(放送による問題を含む)の5教科で実施します。(250点満点)。

#### 【調査書】

各教科の評定(9教科45点満点)、観点別学習状況、特別活動の記録、諸活動の記録などを評価します。

#### 【面接】

集団面接、個人面接(自己表現を含む)、グループ面接(グループによる討論など)の方法を、各高校が選択して実施します。

### 第1段階

#### ①第1段階対象者の決定

高  
低  
〈調査書9教科評定合計〉

対象者

#### ②第1段階合格者の決定

高  
低  
〈学力検査の得点合計〉

対象者  
合格者  
75%  
程度

次の①、②の手順で合格者を決定します。

①第1段階対象者の決定  
調査書の学習の記録における9教科の評定合計の上位から共通枠定員までの者(同点者を含む)を対象者と決めます。

②第1段階合格者の決定  
①で決めた対象者のうち、学力検査5教科の得点合計上位75%程度を合格者とします。

※ただし、調査書の学習の記録以外の記載事項、面接の結果等により、合格者から除外される場合があります。

例:募集定員280人で学校裁量枠を設定していない学校では

①により、評定合計の上位者280人が対象者となります。

②により、学力検査の上位75%(210人)程度が合格者となります。

### 第2段階

第1段階による合格者を除いたすべての受検生を対象とし、調査書の学習の記録以外の記載事項及び面接の結果により、共通枠定員の10%程度の者を合格者とします。

※ただし、調査書の学習の記録、学力検査の結果等により、合格者から除外される場合があります。

例:募集定員280人で学校裁量枠を設定していない学校では、28人程度が合格者となります。

☆第1段階・第2段階で合格者とする割合の「程度」は、前後10%の範囲とします(75%程度=65%~85%)。

### 第3段階

第1段階及び第2段階による合格者を除いたすべての受検生を対象とし、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果を総合的に審査して、共通枠定員の15%程度の者を合格者とします。調査書の学習の記録における「観点別学習状況」については、第3段階で評価の対象とします。

例:募集定員280人で学校裁量枠を設定していない学校では、42人程度が合格者となります。



## 全日制の課程【特別選抜】

特別選抜は、特定の学校で実施する選抜で、一般選抜と併願することはできません。

(詳細は「公立高校をめざすあなたへⅡ」でお知らせします)

### 海外帰国生徒選抜

海外帰国生徒を対象とした選抜です。学力検査、調査書及び面接により、総合的に審査して選抜します。

### 外国人生徒選抜

県内に居住する外国人生徒を対象とした選抜です。調査書、日本語基礎力検査(基礎的な学力を測る問題を含む)、面接などにより、総合的に審査して選抜します。

### 長期欠席生徒選抜

中学校での欠席日数等の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90日以上を生徒を対象とした選抜です。調査書を用いず、自己申告書、届申書、学力検査及び面接により、総合的に審査して選抜します。

### 連携型選抜

松崎高校、川根高校、浜松湖北高校佐久間分校において、連携する中学校の生徒を対象として実施する選抜です。学力検査、調査書及び面接により、総合的に審査して選抜します。

### 県外生徒特色選抜

川根高校、伊豆総合高校土肥分校において、県外に居住している生徒を対象として実施する選抜です。学力検査、調査書及び面接により、総合的に審査して選抜します。

## Ⅱ ゲストスピーカーからの講演

静岡県立袋井商業高等学校  
校長 花崎 昌史 先生





# 学校裁量枠（学科への適性）

令和 6年 6月 20日 (木)

静岡県立袋井商業高等学校

校長 花崎 昌史

# 本日の次第

袋井商業高校  
の概要



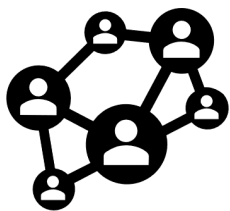
袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果



卒業後の進路等



# 1. 袋井商業高校の概要



Fukuroi Commercial High School

## 1. 袋井商業高校の概要

令和6年度から

**募集定員120人(3クラス)**

| 学年 | クラス数 | 男子  | 女子  | 計   |
|----|------|-----|-----|-----|
| 1年 | 3    | 56  | 70  | 126 |
| 2年 | 4    | 69  | 63  | 132 |
| 3年 | 4    | 63  | 73  | 136 |
| 計  | 11   | 188 | 206 | 394 |

## 1. 袋井商業高校の概要

令和5年度**創立100周年**  
を迎えた**伝統校**



Fukuroi Commercial High School

袋井商業高校  
の概要



袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果

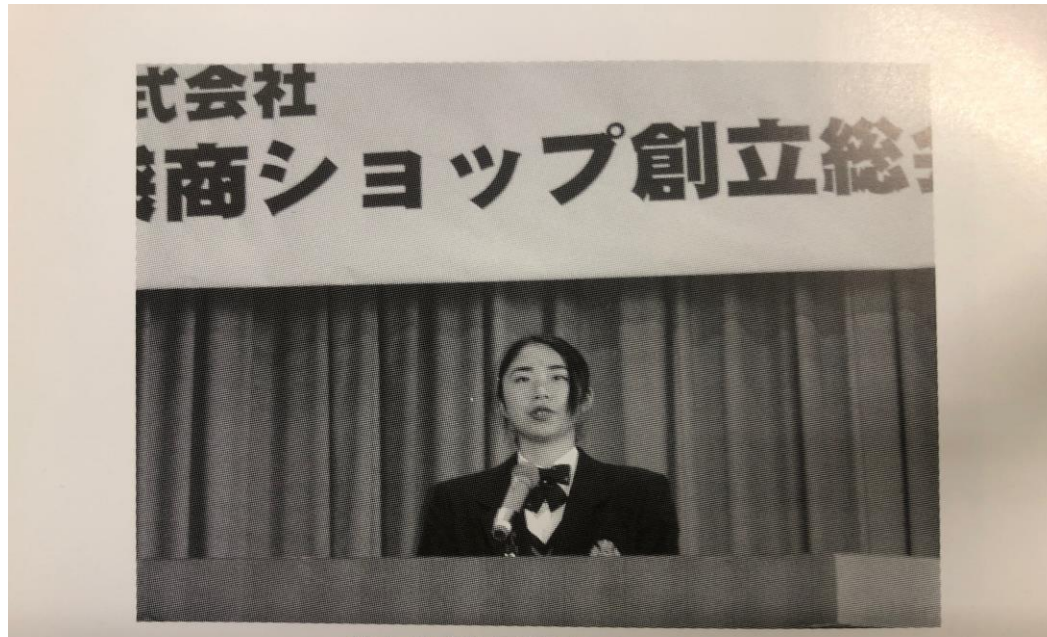


卒業後の進路等



## 2. 袋商ショopp

平成15年 創立80周年記念事業とし  
「袋商ショopp」が創立



## 2. 袋商ショップ

**袋商ショップ**とは、**全生徒が社員**となり、  
社訓「おもてなしの心」のもと、**店舗運営**を行う

- ・各店舗で、協力業者様から、仕入れを行う
- ・地域をはじめ一般のお客様に対し販売を行う
- ・仕入れや売り上げなどの経理を行う
- ・店舗だけでなく、受付、駐車場案内、警備、イベントなども行う

商業の学びを、ショップを通して体験できる「生きた学び」

袋商ショップの運営の中心になるのが  
社長をはじめとするショップ本部役員



袋井商業高校  
の概要



袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果



卒業後の進路等



### 3. 学校裁量枠について

## 学校裁量枠

- ・ 特色ある学校作りのための  
入学選抜方法
- ・ 募集定員の50%が上限。

### 3. 学校裁量枠について

## 学校裁量枠の選抜における観点

- A 中学校における学習
- B 文化的・体育的活動
- C 特別活動等
- D 学科への適性**
- E 探究活動
- F その他

### 3. 学校裁量枠について

## 《本校の裁量枠について》

### 設置の目的

本校は、「袋商ショップ」を基軸として全教育活動の活性化と実学の奨励を具現化し、生きる力や豊かな人間性を育むため、選抜段階ⅠとⅡを設定する。

入学した生徒には、個々の持ち味を最大限に生かし積極的に学校生活を送り、他の生徒の模範となることを期待する。

### 3. 学校裁量枠について

## 《本校の裁量枠について（学科適正）》

### ○学科への適性（5%程度）

「袋商ショップ」への関心と、  
社長、副社長などの役員として、  
経営に参画する活動意欲

資料等：作文

### 3. 学校裁量枠について

## 《本校の裁量枠について（その他）》

#### ○ 文化的・体育的活動（30%程度）

野球(男)、サッカー(男)、陸上競技、バレーボール(女)、  
バスケットボール、水泳（競泳）、卓球、吹奏楽における  
実技、適性、活動意欲  
資料等：実技検査

#### ○ 中学校における学習（15%程度）

9教科の学習成績

### 3. 学校裁量枠について

## 《本校の裁量枠について（中学生閲覧用）》

| 設置目的 | 本校は、「袋商ショップ」を基軸として全教育活動の活性化と実学の奨励を具現化し生きる力や豊かな人間性を育むため、選抜段階ⅠとⅡを設定する。入学した生徒には、個々の持ち味を最大限に生かし積極的に学校生活を送り、他の生徒の模範となることを期待する。 |   |       |      |
|------|---|---|-------|------|
| 区分   | 重視する観点  | 審査項目  | 割合    | 資料等  |
| Ⅰ    | 学科への適性  | 「袋商ショップ」への関心と社長、副社長などの役員として経営に参画する活動意欲                            | 5%程度  | 作文   |
| Ⅱ    | 文化的・体育的活動   | 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、バレーボール（女）、バスケットボール、水泳（競泳）、卓球、吹奏楽における実技、適性、活動意欲 | 30%程度 | 実技検査 |
| Ⅲ    | 中学校における学習   | 9教科の学習成績  | 15%程度 | —    |

袋井商業高校  
の概要



袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果



卒業後の進路等





## 4. 学校裁量枠（学科の適性）の状況と利点

### (1) 裁量枠「学科への適性」の状況

|      | 令和4年度選抜 | 令和5年度選抜 | 令和6年度選抜 |
|------|---------|---------|---------|
| 受検者数 | 13      | 3       | 7       |
| 合格者数 | 8       | 3       | 6       |

学校裁量枠「学科への適性」の受検者がいる



本校での学びの意義が、中学生に浸透してる

## 4. 学校裁量枠（学科の適性）の状況と利点

### （2）裁量枠「学科への適性」の利点

- ① ショップ本部に所属し、**社長**や**本部役員**として、  
リーダーシップを発揮している
- ② 目的を持って入学してくるため、  
学校生活に対する**意識が高い**
- ③ 意欲的に活動するため、**周囲へ好影響**を与えている

袋井商業高校  
の概要



袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果



卒業後の進路等



## 5. 生徒の活動とアンケート結果

### (1) 生徒の活動

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ショップ本部<br><br>(企画・体験) | ショップ本部の運営<br>(R6: 1年8人、2年9人、3年10人)<br>入社式、社員総会、協力業者説明会、模擬実習、POP講習会、レジ講習会、店長会(年20回)、開店式、アンケート集計、株主総会(会計報告)等<br><br>袋商キッザニア運営、商品開発、インターンシップ |
| 地域連携等                 | 袋井商工会青年部・袋井市議との意見交換会、実学チャレンジフェスタ出店、商業教育発表会参加<br>中学校でのビジネスマナー講座  |

## 5. 生徒の活動とアンケート結果

(2) 袋商ショップを通して、身についたこと（本部役員アンケート結果）

- ・おもてなしの心
- ・マナーの大切さ
- ・問題解決力
- ・計画性と実行力
- ・統率力
- ・対応力
- ・報告、連絡、相談
- ・コミュニケーション力
- ・強い意志と責任感
- ・自主性

『社会人基礎力』が身についたと生徒が実感しています

袋井商業高校  
の概要



袋商  
ショップ



学校裁量枠  
について



学校裁量枠  
(学科の適性)  
の状況と利点



生徒の活動と  
アンケート結果



卒業後の進路等



## 6. 卒業後の進路など

### R3～R5「学科への適性」での入学生徒と本部役員の進路先

| 役職  | 進路先          | 学科への適性 |
|-----|--------------|--------|
| 社長  | 株式会社資生堂      |        |
|     | 代々木アニメーション学院 | ○      |
|     | 東海旅客鉄道株式会社   | ○      |
| 副社長 | ニチアス株式会社     |        |
|     | 浜松磐田信用金庫     |        |
|     | ハウス食品株式会社    |        |

## 6. 卒業後の進路など

### R3～R5「学科への適性」での入学生徒と本部役員の進路先

| 役職 | 進路先        | 学科への適性 |
|----|------------|--------|
| 部長 | NTN株式会社    |        |
|    | 本田技研工業株式会社 |        |
|    | 静岡県立大学     | ○      |
|    | 愛知学院大学     |        |



## 6. 卒業後の進路など

### R3～R5「学科への適性」での入学生徒と本部役員の進路先

| 役職  | 進路先                 | 学科への適性 |
|-----|---------------------|--------|
| 課長等 | ルネサンスデザイン専門学校       | ○      |
|     | 株式会社ザ・フォレストカントリークラブ | ○      |
|     | 株式会社トヨタレンタリース       | ○      |
|     | 静岡県西部理美容専門学校        | ○      |
|     | 浜松学院短期大学            |        |



ご清聴ありがとうございました

Fukuroi Commercial High School

### Ⅲ これまでの議論内容（概要）

### Ⅲ これまでの議論内容（概要）

#### <高校の特色や魅力、アドミッションポリシー（求める生徒像）をより具体的に表現できる選抜>

- 「1点刻みの評価ではなく、生徒の多面性を評価」の理念を残しつつ、新たな制度について検討
  - ・国の示す高校改革の方向性（3つのポリシーによる高校の魅力化・特色化や学習指導要領）などを踏まえた学びの質的变化に対応した選抜制度の検討
  - ・入学後も意欲をもって学び続けることができ、学ぶ中で自らの新たな個性や能力を発見して伸ばしていこうとする姿勢につながる選抜制度の検討
- 学校独自の選抜資料を導入するなど各校の特色・魅力とつながる選抜の検討
  - ・生徒の主体性を評価し、学校の特色・魅力につながる生徒を獲得できる仕組みの検討
  - ・5教科にとらわれない選抜制度や、5教科の点数に傾斜をつけるといった小さな変化でも学校の特色を出せる
  - ・自分の個性や長所を活かして高校選択をすることができる新たな仕組みが必要
  - ・主体的な自己表現が得意な生徒もいれば、負担に感じる生徒もいる
- 「高校入試」は中学校における学びの1つのメルクマール
  - ・中学校における学習の成果が評価できる仕組みが必要
  - ・自己形成が途中である生徒にとってはオーソドックスな入試制度も必要

#### ▶ 【高校の特色や魅力に適う選抜】の検討

#### <高校生活の準備期間を確保できる選抜日程>

- 高校における新入生受け入れ準備、中高で情報のやり取りをする期間を一定確保すべき
- 中学校の卒業式までに結果がわかる選抜日程を検討すべき
- 選抜日程が極端に早まれば、中学校の教育課程（学ぶ内容）を早く終わらせる必要があり「学びの定着」に懸念
- 高校在校生指導の充実が図れる日程を検討すべき

#### ▶ 【高校生活充実のための選抜日程】の検討

## IV 選抜制度改善の理念

### これまでの選抜における基本的な考え方

- ・ 生徒が主体的に学校選択を実現できる
- ・ 公平でわかりやすい
- ・ 各高等学校がアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求められる
- ・ 中学校の教育活動等に配慮



### 生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生活につながる選抜

#### ①【高校の特色や魅力に適う選抜】

- ・ 学びの質的变化に対応し、高校の特色と受験生の興味関心が合致する選抜制度

#### ②【高校生活充実のための選抜日程】

- ・ 受験生の高校生活の充実のための準備期間を設定できる選抜制度
- ・ 受験生の負担を増やさずに受験機会が保障された選抜制度

# V 選抜制度改革の具体策（素案）

**生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生活につながる選抜**

①【高校の特色や魅力に適う選抜】

募集定員の一定割合において、具体的に求める生徒像に極めて合致する生徒を、優先的に合格とする選抜手順とし、学校が実施の有無や選抜資料を決定できる制度

②【高校生活充実のための選抜日程】

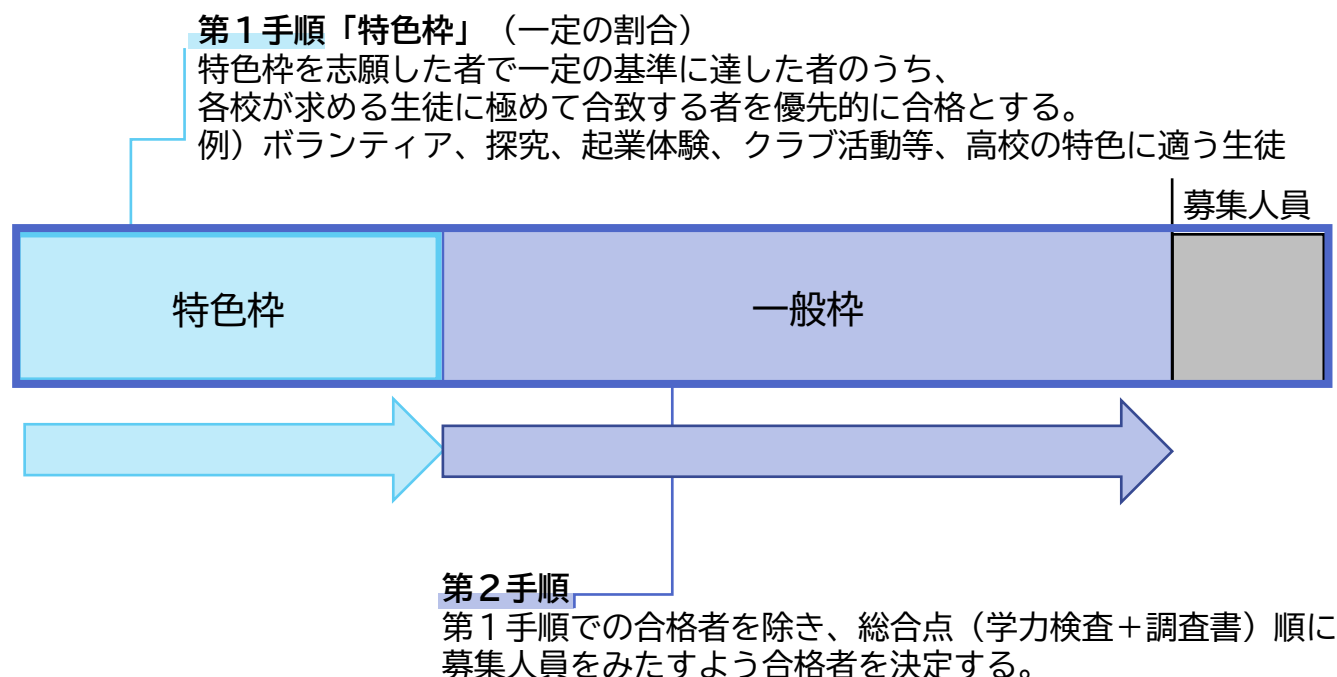
高校生活の準備期間設定のため、選抜日程を原則一本化し、合格者の最終決定の前倒しを図る

⇒就学機会の確保の観点から複数校の志願を可能とする制度を合わせて検討



①【高校の特色や魅力に適う選抜】

○募集人員の一部を、学校の指定する資料を用いて合否判定を行う「特色入試」の導入



受験生全員に課していた自己申告書を「特色入試」を志願する者のみを対象とし、高校の求める生徒像をより明確にできるものに発展させる

### ①【高校の特色や魅力に適う選抜】

#### 【現行制度】

- 総合点順に合格者を決定する一般的にわかりやすい選抜
- 一方、ボーダーゾーンにおいては総合点のみによる1点刻みではない選抜
- ボーダーゾーンにおける選抜方法が全校共通していてわかりやすい

#### 【現行制度の課題】

- 90%～110%のボーダーゾーンではアドミッションポリシーにより判定する制度であるため、そもそも対象者が限定的
- そのため、多くの学校においては特徴を出しにくい

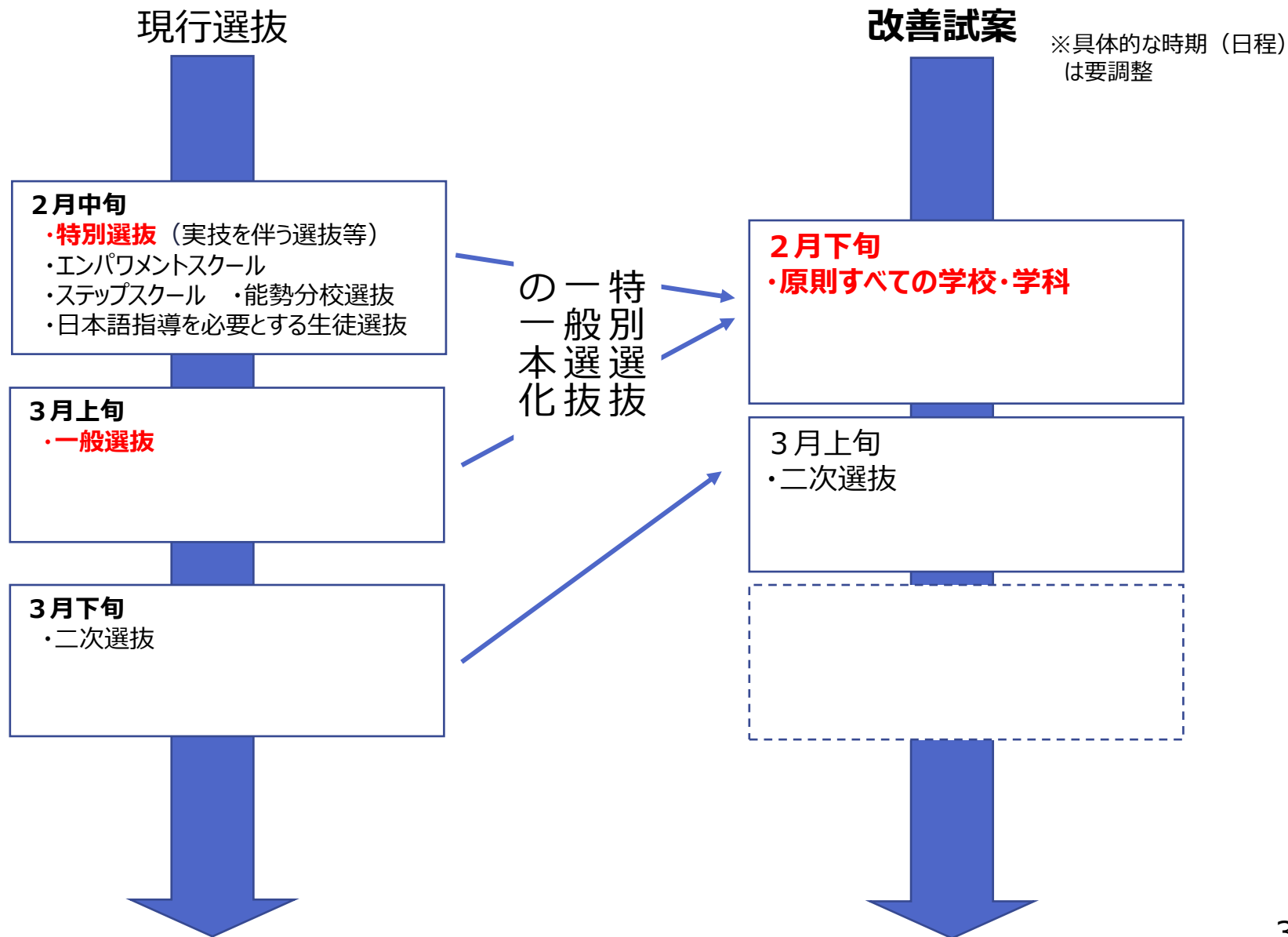


募集人員の一部を、学校の指定する資料を用いて合否判定を行う「特色入試」の導入

#### 【期待される効果】

- 中学生が学力検査以外に自身の強みを生かした受験が可能となる
- 中学生が高校の特色を意識した学校選択につながる制度となる  
（在校生が中学生のロールモデルとなる好循環を生む）
- 学校ごとに特色を出しやすい

②【高校生活充実のための選抜日程（高校生活準備期間確保）】



### ②【高校生活充実のための選抜日程（高校生活準備期間確保）】

#### 【現行制度】

- 実技・面接等の有無で日程を分けておりわかりやすい
- 定着している

#### 【現行制度の課題】

- 合格者最終決定後、新入生受入れ準備期間が短い
- 大学入試日程と重なるため、高校における在校生指導等へ影響を与えている



特別選抜・一般選抜等を原則一本化し、合格者最終決定の日程を前倒す

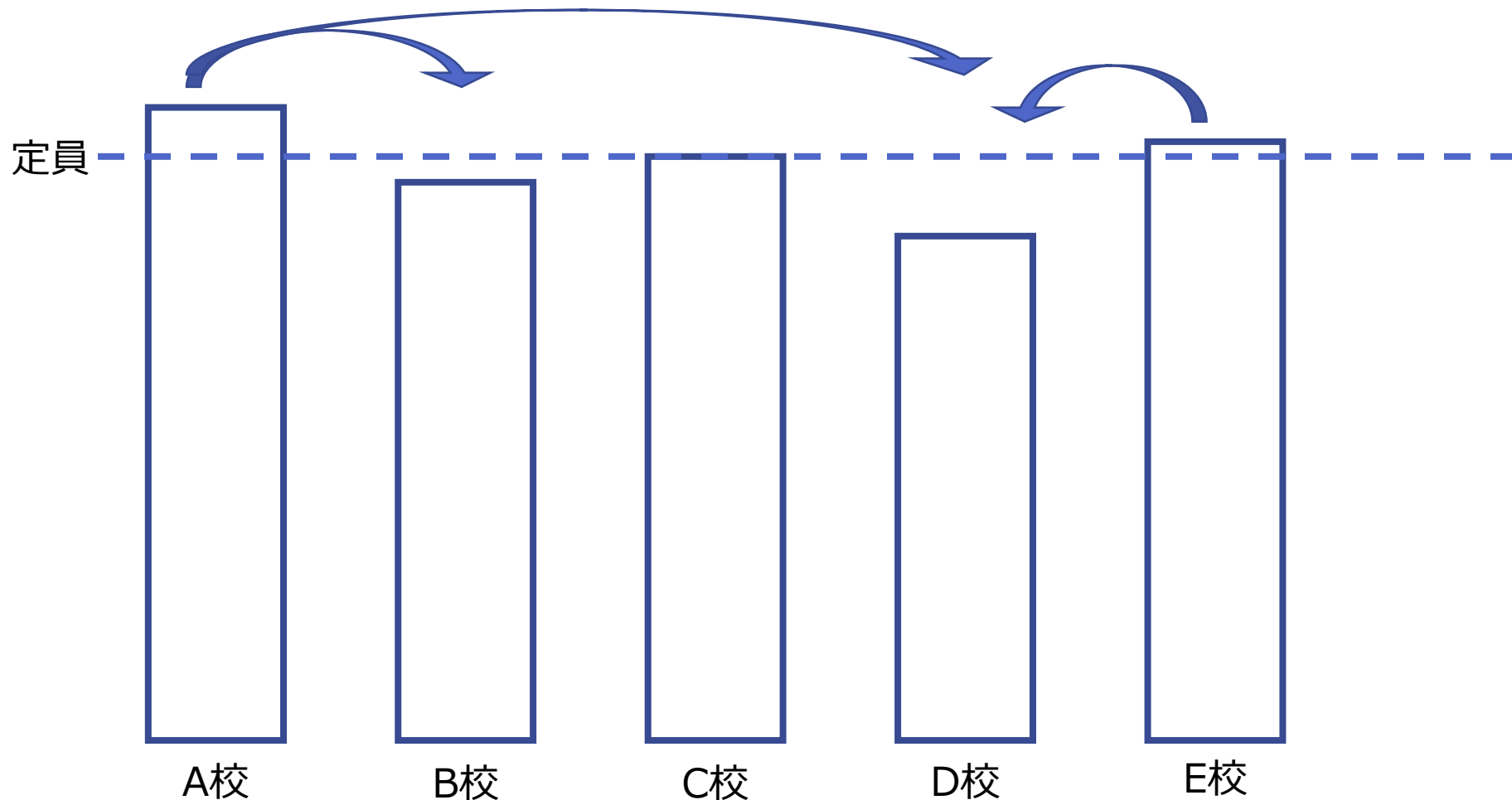
#### 【期待される効果】

- 卒業までに進路が決定し、中学生の高校生活への準備期間を確保できる
- 大学入試との重なりを少なくすることで、高校の在校生指導のさらなる充実を図ることができる
- 高校が新入生受入れ準備期間を確保できる
- 選抜期間が短くなり、受験生の負担を減らすことができる

⇒受験機会を確保するため、【複数校志願の導入】についての検討を合わせて行う必要がある

②【高校生活充実のための選抜日程（複数校志願の導入）】

○第1志望の学校を不合格となっても、第2志望の学校で合否判定を受けられる。



第2志望の学校を志願できる制度を検討し、受験生の負担を増やすことなく、選抜を受ける機会を保障する仕組みを創出

### ②【高校生活充実のための選抜日程（複数校志願の導入）】

#### 【現行制度】

- 特色選抜・一般選抜と2回受験機会がある

#### 【一本化選抜を導入した際の課題】

- 受験機会があったものが減少する



複数校志願の導入

#### 【期待される効果】

- これまでの受験機会を引き続き確保できる
- 「公立に行きたい」という思いを最大限受け止めることができる



## ○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日  
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要なに応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六・追加、令四教委規則四・一部改正)



(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(委員の任期に関する特例)

- 4 この規則の施行の日から令和七年六月三十日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から令和七年六月三十日までとする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則(昭四五五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭四七七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五一年教委規則第六号)

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五六年教委規則第二号)

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第六号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年教委規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。